



14. 旅行開始前の解除

お客様はホームページ、パンフレット・チラシに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し契約解除のお申し出は当会の営業時間内にお受けします。

(1) お客様の解除権

- 以下の項目に該当する場合は取消料なしで解除することができます。
①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
a.旅行内容が変更されたとき。但し、その変更が19項表一覧に掲載のものその他の重要なものである場合に限り。
②天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
③第12項(2)の規定に基づき旅行代金が増額された場合。
④当会が確定書面を5項(2)に示す日まで交付しない場合
⑤当会の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

(2) 当会の解除権

- ①お客様が当会の予め明示した性別、年齢、資格、技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
②お客様が第4項(2)、(8)～(12)のいずれかに該当することが判明したとき。
③お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
④お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
⑤お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑥ホームページ、パンフレット・チラシに記載した最少催行人員に満たないとき。
⑦農産物収穫等を目的とする旅行における農産物等の生育不足のように、当会があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
⑧天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

15. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- ①お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。
②お客様の責に帰さない事由によりホームページ、パンフレット、チラシに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。旅行代金のうち旅行サービスの当該受領部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し、当該事由が当会の責に帰すべき事由にならない場合においては、当該金額から取消料、違約料その他の既に支払又は、これらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当会の解除権

- ①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
②お客様が第4項(8)～(12)のいずれかに該当することが判明したとき。
③お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当会の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
④天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

16. 当会の責任と免責

- (1)当会は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当会又は当会が手配代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当会に対して通知があった場合に限り。
(2)お客様が以下に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当会は原則として本項(1)の場合を除き責任を負うものではありません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送、宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤自由行動中の事故
⑥食中毒
⑦盗難
⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当会に申し出があった場合に限り、賠償いたします。但し、賠償額の如何に関わらず当会が負う賠償額は一人当たり最高15万円まで(当会に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。)

17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当会は第12項又は第14項から第16項の規定によりお客様に対し払戻すべき金額が生じたとき
①旅行開始前解除は、解除の日から起算して7日以内
②旅行開始後は、ホームページ、パンフレット、チラシに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内
(2)本項(1)の規定は、第16項(当会の責任と免責)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当会が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

18. 特別補償

当会はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物が被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一商品または一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、旅行日程において、当会の手配による旅行サービスの提供が一切行なわれない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

19. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、表記の旅行代金に「7.追加代金」を加えた合計額です。なお、当会はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

Table with 3 columns: 変更補償金の支払いが必要となる変更, 一件あたりの率(%), 旅行開始前, 旅行開始後. Contains 8 rows of travel-related changes and their compensation rates.

- 注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。注5 第6号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト及びウェブページで閲覧に供しているリストによります。注6 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。注7 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。注8 募集パンフレット・チラシ又はホームページに掲載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合、当会に変更保証金をお支払いいたしません。

20. お客様の責任

お客様の故意または過失により当会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は当会から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当会、当会の手配代行業者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. お客様の交通

- (1)お客様は当会の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合、当会所定のお申込書記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。
(2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当会は交替をお断りすることがあります。

22. お買物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当会では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当会では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。

23. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

24. 個人情報の取扱いについて

当会および「お問い合せ・お申し込み」欄記載の当会の受託旅行者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、以下の内容にて利用させていただきます。なお、お申込みの項目は、旅行手配業務をおこなうために必須となる項目ですので、該当内容をすべてご記入いただけますようお願いいたします。

- (1)事業者の名称：一般社団法人 全国農協観光協会
TEL 03-5297-0321 FAX 03-5297-0260
(2)個人情報の利用目的
①お客様との旅行契約手続き
②お客様との間の当該旅行に関する連絡
③お申込みいただいた旅行の手配(運送・宿泊)等に必要範囲内でお客さまのお名前、ご住所、ご連絡先を運送、宿泊機関に対し電子的な方法で提供するため
④旅行参加後のご意見やご感想の提供やアンケートのお願い
⑤特典サービスがある場合の提供
⑥当会およびNツアープグループ会社および提携会社の旅行商品やサービス、キャンペーンのご案内(当会・Nツアープグループ会社および提携会社への個人情報の提供を含みます)
⑦統計資料の作成
⑧旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまの個人データ(氏名、住所、航空便名、列車名等)の土産物店等への提供を電子的な方法でおこないます。なお、提供をご希望されない場合は⑥については「ご案内」の送付を希望しないとき、⑧については旅行出発前までに「お問合せ・お申し込み」欄記載の販売店または当会宛にお申し出ください。
(3)個人情報の委託について
お客さまの個人情報を外部に委託する場合は、当会委託先選定基準を満たし、当会と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託先業者に限定いたします。
(4)開示等の請求および問合せ窓口
①開示等の個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についてのお問合せは、以下の個人情報相談窓口までお問合せください。
一般社団法人全国農協観光協会 個人情報相談窓口(お客様相談窓口も兼ねます)
個人情報管理者 事業部長
電話03-5297-0323 FAX 03-5297-0260
E-mail zennoukan@znk.jp
営業時間：平日09:00-12:00/13:00-17:30
(5)その他
当会の個人情報の取扱いに関するその他の事項については、当会ホームページ(https://www.znk.or.jp)をご参照ください。

25. 通信契約

- (1)当会は、当会が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込みを受けることがあります(以上を「通信契約」といいます。なお、受託旅行者による当該取扱ができない場合や取扱できるカードの種類に制約がある場合があります)。
(2)通信契約による旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
①「カード利用日」とは会員および当会が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます
②通信契約のお申し込みの際に、会員は募集型企画旅行の名称、出発日に加えて、カード名、会員番号、カード有効期限等を当会に通知していただきます。
③通信契約は、当会が通信契約の締結を承諾する旨を電話・郵便で通知する場合は当会がその通知を発した時に成立し、当会がe-mail等の電子承諾通知による方法で通知する場合はその通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
④通信契約を締結したお客さまに払い戻すべき金額が生じたときは、当会は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻しいたします。
⑤通信契約を締結したお客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当会は通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し立てます。

26. ご注意

- (1)お客様のご都合による変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。当会の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しも変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客様のご負担となります。
(2)天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合は宿泊費・交通費・航空券代等はお客様のご負担となります。
(3)当会はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

27. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当会旅行業約款ご希望の方は、当会にご請求ください。当会旅行業約款は、当会ホームページ(https://www.znk.or.jp)からもご覧いただけます。

28. 旅行条件の基準

本旅行条件は、2018年1月4日を基準として作成しております。